

一般社団法人日本アセットマネジメント協会 会費規則

一般社団法人日本アセットマネジメント協会定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費を次の通り定める。

(入会金及び会費)

第1条 一般社団法人日本アセットマネジメント協会（以下、本協会と称する。）の入会金及び会費は次の通りとする。

	種類	入会金	年会費	資格
正会員1	法人及び団体	20万円	20万円／1口	社員総会議決権10票
正会員2	法人及び団体	20万円	10万円／1口	社員総会議決権10票
正会員3	個人	免除	1万円	社員総会議決権1票
準会員	法人及び団体	免除	免除	社員総会議決権なし

正会員1は、従業員数20名以上の法人とする。

正会員2は、従業員数20名未満の法人とする。

準会員は、定款第5条1項2号に定める国、地方公共団体、大学等教育機関の団体とする。

(会費の納入)

第2条 第1条に定める会費は、当該事業年4月末までに納入しなければならない。

(新入会員の会費納入)

第3条 新たに入会した会員は、入会金及び会費を定款第6条に定める理事会承認の日または入会申込書に記載のある入会希望日のうち、遅いほうの期日の暦月末日までに本協会に入会金を納付しなければならない。

(年度途中入会の際の年会費納入)

第4条 年度途中入会会員は、定款第6条に定める理事会承認の日により以下の年会費を納入しなければならない。

入会承認の日	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
正会員1	20万円／1口	15万円／1口	10万円／1口	5万円／1口
正会員2	10万円／1口	7.5万円／1口	5万円／1口	2.5万円／1口
正会員3	1万円	0.75万円	0.5万円	0.25万円
準会員	免除	免除	免除	免除

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て、社員総会の決議をもつて行う。